



長野県知事

阿部 守一 様

農地等利用最適化推進施策
に関する改善意見書

農業委員会等に関する法律第53条に基づき
別添のとおり改善意見を提出します。

平成29年3月24日

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議

会 長 望 月 雄 内



平成28年度農地等利用最適化推進施策に関する改善意見

平成28年4月に施行された改正農業委員会等に関する法律（以下、「改正農業委員会法」という。）により、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務となり、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進について、農地中間管理機構と連携した積極的な取組みと、その成果が求められることとなりました。

また、「農地等の利用の最適化の推進」に向けた活動を展開するための農地利用最適化推進委員の新設と、その活動や得られた成果に対する報酬として、「農地利用最適化交付金」が設けられたことから、十分に活用していく必要があります。

一方、長野県農業会議は、一般社団法人へ組織変更し、農業委員会の支援組織として、県から「農業委員会ネットワーク機構」の指定を受け、農業委員会の農地利用最適化推進活動の定着に向けた研修会、相談会を開催するなど支援を行っているところです。

農業委員会組織は、本県の変化に富んだ気象や地形を活かした地域農業の特徴を踏まえ、地域の「人・農地プラン」を基本として、農地利用の最適化の一層の取組みを強化して参ることとしています。

今回、長野県農業委員会ネットワーク機構の業務を通じて得た知見に基づき、農地中間管理機構と連携した農地利用の最適化推進活動の強化に向けた体制の構築や遊休農地対策の計画的かつ確実に実施するための改善意見を取りまとめましたので、農業委員会等に関する法律第53条に基づき提出いたします。

平成29年3月24日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人長野県農業会議
会長 望月 雄内

I 農地中間管理機構と連携した農地利用の最適化推進活動の強化について

1 改善意見

- (1) 農地利用の最適化を推進する関係機関・団体の連携体制の構築を図ること。
県段階及び市町村段階の関係機関・団体による、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に向けて、現状の把握と課題、必要な関係施策の推進について、①「人・農地プラン」を中心として、関係機関・団体の役割分担を明確にした上で、②農地中間管理事業や農地利用最適化推進委員の活動で得られた情報の共有を図り、③より効率的かつ効果的に農地利用の最適化活動の成果を得られる仕組みづくりを支援すること。
- (2) 「農地利用最適化交付金」については、地域の実情を反映した交付配分となるよう見直すこと。
「農地利用最適化交付金」については、農地利用の最適化活動の促進に向け、さらに有効な活用が図られるよう、現行の交付配分である活動実績3割、成果実績7割の配分割合について、活動実績のウエートを高くするなど、地域の実情を踏まえたものとなるよう国へ働きかけること。

2 現状と課題

- (1) 農地集積を推進するにあたって、「人・農地プラン」を進める市町村や、農業委員会、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体（JA等）、土地改良区等、担い手への農地集積・集約化に取り組む関係機関・団体が、情報を共有するとともに、農地利用最適化推進委員の活動が関連する事業と連携して推進できる体制の整備が必要となっている。
- (2) 国は、農業競争力強化プログラムに基づき、各般の農業施策と農地中間管理機構との連携を一層強化していくこととし、特に、農業委員会と農地中間管理機構とが連携した現場活動を行うことは、農地中間管理事業の推進上、極めて重要としており、長野県農業委員会ネットワーク機構では、農業委員会業務として、農地利用の最適化の推進が定着するために必要な研修会や相談会の開催等支援に取り組んでいる。
- (3) 「農地利用最適化交付金」は、新たに必須業務となった農地利用の最適化に向けた積極的な活動を展開するために交付されるものであり、組織として大いに活用し、活動展開を進めていくこととしている。このためにも、新制度へ移行した全ての農業委員会が十分に活用していく必要があるが、本県の地理的条件や産地の品目構成など地域により得られる成果に差が生じやすい仕組みとなっている。

Ⅱ 遊休農地対策の計画的かつ確実な実施に向けた支援強化について

1 改善意見

- (1) 遊休農地再生活用にに向けた十分な予算を確保するとともに、基盤整備や受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや他産業と連携した生産物の高付加価値化と販路の確保等総合的な支援を強化すること。
- (2) 遊休農地対策を適正かつ円滑に実施するため、下記事項について、国へ働きかけること。
 - ア 相続による農地所有者が、積極的に登記や登記事項変更の手続きを行えるような環境を整備すること。
 - ① 農地の相続登記の促進に必要な普及・啓発活動への支援
 - ② 相続登記に係る登録免許税の免除、減免措置についての具体的な検討
 - ③ 相続登記や遺産分割の手続きが何代も行われていない土地について、登記を円滑に行うための方策の検討
 - イ 遊休農地所有者を特定するための事務手続きの簡素化の方策を検討すること。
 - ウ 農業委員会が、遊休農地のうち、担い手に集積すべきと判断した相続人不明・不存在な優良農地については、長期的に保安全管理する仕組みを構築するとともに、農業委員会の公告等の手続きを経て、国等が所有権を取得・再配分できるような制度的措置を検討すること。
 - エ 平成 21 年に施行された改正農地法に基づき、農業委員会は、毎年 1 回、全ての農地について「利用状況調査」を実施していることから、農林水産省農村振興局長通知に基づく「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」は廃止すること。

2 現状と課題

- (1) 本県では、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を積極的に活用した遊休農地の再生活動をさらに広めていく取組みを進めているが、平成 28 年度予算は長野県要望の 3 割程度の執行に止まっており、遊休農地解消の機運が低下し、再生利用に向けた活動が低調になる恐れがある。
- (2) 農地の利用状況調査の実施にあたっては、県内の農地約 165 万筆(平成 27 年末現在)を、農業委員及び農地利用最適化推進委員あわせて 1,345 人(平成 28 年 9 月現在)で行うことになり、平均 1 人当たり調査対象筆数が約 1,230 筆となるが、農業委員会の限られた人員で、約 4 ヶ月の間に膨大な事務量を処理することが求められている。

また、利用意向調査の実施にあたっては、相続未登記や所有者が不明な農地が多く、農業委員会は、農地の所有者等を確知するには大変な労力と時間を要し、所有者が確知できない間は農地の意向調査ができないことから、農地の集積・集約化を推進する上で大きな障害となっている。

このため、市町村において、死亡時の手続き一覧へ「相続登記の申請、農地法に基づく届出」の追加記載、及び所有者が土地への関心の高まる固定資産税納付通知書の送付時の機会を活用したパンフレットの配布など、相続時の土地に係る各種申請、届出についての普及・啓発活動を促進する必要がある。

- (3) 農地の所有者等を確知できない場合は、土地登記簿等で所有権の権利者を特定し、住民基本台帳や固定資産課税台帳との突合及び地域代表者等への聞き取り等により、①生存と見られる場合は、所有者の住居地の確認、②死亡と見られる場合は、戸籍謄本などにより法定相続人の確定などを確認しなければ、手続きが行えない。

また、所有者不明の遊休農地は、登記簿上は農業委員会管内の住所が記載されているが、住民基本台帳では該当者がいないなど転出先不明者である場合が多く、所有者等が死亡している場合は、所有者の全ての戸籍の確認が必要で、多大な時間と労力を要する。

このため、所有権者の探索方法の合理化と探索のための手間（労力）・費用の軽減方策や、権利者が多数に及んだ場合の同意取得を簡素化する方法、及び所有権者を特定できない場合、相続人の代表者（例えば、固定資産税納付者など）のみの同意だけで事業を進める方策や、公的機関を介在させ権利者の意志にかかわらず能動的に事業に取り組むための方策が必要である。

また、相続未登記や所有者の不明な農地に対する現行の農地法上での対策では、最終的に所有権を確定しなければならず、制度の行き詰まりが懸念されることから、農地については、農業を行う者へ相続が優先的に行われるような相続制度について、そのあり方を検討する必要がある。